

(趣旨)

第1条 この告示は、栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例（平成10年栃木県条例第37号。以下「県条例」という。）及び那須塩原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成17年那須塩原市条例第147号。以下「市条例」という。）に定めるもののほか、事業者が、砂利採取法（昭和43年法律第74号。以下「法」という。）の規定による採取計画の認可又は緊急措置命令等の命令に従って土砂等により採取場の埋立て等を行う場合における申請、届出その他の手続等について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 土砂等 土砂及びこれに混入し、又は吸着した物をいう。
- (2) 要検査土砂等 土砂等のうち、法その他の法令の規定による許認可等を受けた採取場（以下「認可採取場等」という。）から発生する岩石、砂利、鉱石及び土砂等であって土壌の汚染のおそれがないと認められるものを除いたものをいう。
- (3) 改良土等 要検査土砂等のうち、土にセメント、石灰若しくはこれらを主材とした改良材、吸水効果を有する有機材料又は無機材料等の土質性状を改良する材料その他の性状改良材を混合等したものをいう。
- (4) 埋立て等 法第16条若しくは第20条第1項の認可を受けたものが行う当該認可に係る土砂等による採取跡の埋立て又は法第23条の規定による命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る盛土等をいう。
- (5) 一時堆積場 一時堆積が行われる場所をいう。
- (6) 地山 認可採取場等以外の場所であって、当該場所以外の場所からの土砂等の混合のおそれがなく、自然の状態が維持されていると市長が認めるものをいう。

(土砂等の埋立て等に係る手続)

第3条 法第16条又は第20条第1項の規定による採取計画の認可を受け、当該採取計画に従って土砂等により埋立て等を行おうとする者は、那須塩原市砂利採取計画認可事務取扱要綱（令和4年那須塩原市告示第23号。以下「取扱要綱」という。）第2条第1項の規定による申請書に次に掲げる事項を記載し、市長に提出するものとする。

- (1) 埋立て等に使用する土砂等の量

- (2) 埋立て等に使用する土砂等の採取場所及び当該採取場所からの搬入予定量
 - (3) 埋立て等を行う区域の面積
 - (4) 埋立て等に使用する土砂等の採取場所からの搬入計画
- 2 前項の規定にかかわらず、埋立て等に使用する土砂等の総量の増加を伴わない採取計画の変更であって、災害の発生のおそれがないものであるときは、取扱要綱第8条第1項に規定する軽微な変更として、市長にその旨の届出を提出するものとする。
- 3 第1項及び前項の認可申請書及び届出書（以下「申請書等」という。）には、次に掲げる書面を添付するものとする。ただし、当該申請書等に添付する他の書面からその内容が明らかであるとき、採取計画の変更を行おうとする場合であって当該変更により記載内容の変更を必要としないときその他事由により添付する必要がないと認められるときは、これを省略することができる。
- (1) 埋立て等に使用される土砂等について、当該土砂等の採取場所ごとに当該土砂等を用いて埋立て等を行う範囲を記載して調製した採取場の計画平面図、計画縦断面図及び計画横断面図
 - (2) 埋立て等に使用する土砂等が確保されていること又は確保される見込みが十分であることを示す書面及び当該土砂等を当該採取場に運搬する経路を記載した書面
 - (3) 埋立て等に使用する土砂等の搬入予定量に係る計算書
 - (4) 埋立て等を改良土等により行う場合は、当該改良土等が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）に規定する産業廃棄物に該当しないことについて、当該埋立て等を行う採取場の所在地を管轄する廃棄物処理法所管行政庁へ確認したことを示す書面
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書面
(土砂等の搬入の届出)

第4条 法第16条若しくは第20条第1項の規定による認可を受けた者又は法第23条の規定による命令（以下「認可等」という。）を受けた者（以下「認可事業者等」という。）が、当該認可等に係る要検査土砂等を採取場に搬入しようとするときは、当該要検査土砂等の採取場所ごとに、その旨を市長に届け出るものとする。

- 2 前項の届出は、要検査土砂等の量が5千立方メートルまでごとに、土砂等搬入届（様式第1号）を作成し、次に掲げる書面を添付して行うものとする。
- (1) 搬入しようとする要検査土砂等の採取場所の責任者が発行した土砂等発生元証明書（様式第2号）
 - (2) 搬入しようとする要検査土砂等に係る地質分析の試料とした土砂等を採取した地点の位置

図及び当該採取の状況を撮影した写真並びに検査試料採取調書（様式第3号）及び計量証明書（計量法（平成4年法律第51号）第110条の2第1項の規定による証明書をいう。以下同じ。）

- 3 前項第2号の計量証明書を作成するために行う当該土砂等の地質検査は、栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例施行規則（平成11年栃木県規則第3号。以下「県規則」という。）第9条第4項に定める方法に準じて行うものとする。この場合において、当該地質検査は要検査土砂等の量が5千立方メートルごとに試料を採取の上、当該試料ごとに検査を行うこととする。

（定期検査）

第5条 前条第1項の届出をした認可事業者等は、要検査土砂等による埋立て等を開始した日から6月ごとに、当該届出に係る採取場の区域から当該区域外に排出される水の水質検査又は当該採取場において要検査土砂等による埋立て等を行った区域の土壌の地質検査（以下「定期検査」という。）を行うものとする。ただし、定期検査を行う必要がないと市長が認めたときは、これを省略することができる。

- 2 前項の水質検査は、県規則第11条第1項に定める方法に準じて行うものとする。
- 3 第1項の地質検査は、県規則第12条第1項に定める方法に準じて行うものとする。この場合において、同項第1号の表の1ヘクタール未満の項中「2」とあるのは、「2（5千平方メートル未満の場合は、1）」とする。
- 4 定期検査を行った認可事業者等は、当該6月を経過した日から2週間以内に、次に掲げる書面を添付して、水質検査等報告書（様式第4号）を市長に提出するものとする。

（1）土砂等による埋立て等状況報告書（様式第5号）

（2）水質検査を行った場合は、当該検査に使用した排水を採取した地点の位置図及び当該採取の状況を撮影した写真並びに第2項の規定により採取した試料の検査試料採取調書及び計量証明書

（3）地質検査を行った場合は、当該検査に使用した土砂等を採取した地点の位置図及び当該採取の状況を撮影した写真並びに前項の規定により採取した試料の検査試料採取調書及び計量証明書

（完了検査）

第6条 第4条第1項の届出をした認可事業者等は、要検査土砂等による埋立て等を完了したときは、当該届出に係る採取場の区域から当該区域外に排出される水の水質検査又は当該採取場において要検査土砂等による埋立て等を行った区域の土壌の地質検査（以下「完了検査」という。）

を行うものとする。ただし、完了検査を行う必要がないと市長が認めるときは、これを省略することができる。

- 2 完了検査において、前条第2項及び第3項の規定を準用する。
- 3 完了検査は、市長が指定する職員の立会いの下、市長が指定する期日に行うものとする。
- 4 完了検査を行った認可事業者等は、市長が別に指定する日までに、次に掲げる書面を添付して、水質検査等報告書を市長に提出するものとする。
 - (1) 土砂等による埋立て等完了報告書（様式第6号）
 - (2) 水質検査を行った場合は、当該検査に使用した排水を採取した地点の位置図及び当該採取の状況を撮影した写真並びに第2項で準用する前条第2項の規定により採取した試料の検査試料採取調書及び計量証明書
 - (3) 地質検査を行った場合は、当該検査に使用した土砂等を採取した地点の位置図及び当該採取の状況を撮影した写真並びに第2項で準用する前条第3項の規定により採取した試料の検査試料採取調書及び計量証明書

（一時堆積場の土砂等により埋立て等を行う場合の特例）

第7条 一時堆積場に堆積されている土砂等により埋立て等を行う場合は、当該一時堆積場が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該一時堆積場を当該土砂等の採取場所とみなすことができる。

- (1) 一時堆積場内の土砂等について県規則第9条第2項及び第3項に規定する書面又はこれらの書面に相当するものとして市長が認めるもの並びに県規則第13条の表第2項若しくは第5項に掲げる書面又はこれらの書面に相当するものとして市長が認めるものが作成されていること。
 - (2) スtockヤード運営事業者登録規定（令和5年国土交通省告示第157号）によるStockヤード運営事業者の登録制度の登録を受けていること。
 - (3) 宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第4条各号のいずれにも該当しない小規模な土石の堆積であって、土石を採取場所ごとに区分するための措置が講じられていること。
- 2 前項第1号の規定に該当する土砂等により埋立て等を行おうとする場合は、同号に規定する書面をもって、第4条第2項各号に掲げる書面に代えることができる。
 - 3 一時堆積場が県条例又は市条例の規定による許可等を受けたものであるときは、当該許可書等の写し、第1項第1号の書面及び堆積土（当該一時堆積場内に現に堆積されている要検査土砂等）に係る全ての搬入届の写し、当該土砂等が全て記載された特定事業（一時堆積事業）状況報告書

の写し又は小規模特定事業（小規模一時堆積事業）状況報告書の写しをもって、第4条第2項各号に規定する書面に代えることができる。

（地山から採取する土砂等により埋立て等を行う場合の特例）

第8条 地山を採取場所とする土砂等により埋立て等を行う場合の第4条第2項第2号に掲げる計量証明書の作成については、同条第3項の規定にかかわらず、当該地山から搬入される当該認可等における土砂等の総量に応じた数（5千立方メートルまでごとに、1）の試料を均等に採取の上、当該試料を混合したものを、1試料として行うことができ、同条第2項の規定による当該計量証明書の添付は、当該地山から搬入される土砂等の量が5千立方メートルを超える部分については、これを省略することができる。

2 地山を採取場所とする土砂等により埋立て等を行う場合の定期検査及び完了検査における地質検査については、第5条第3項（第6条第2項により準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該地山から搬入された土砂等の埋立て等を行った区域の面積に応じた数（県規則第12条第1項第1号の表に定めがあるとおり。ただし、表の1ヘクタール未満の項中「2」とあるのは、「2（5千平方メートル未満の場合は、1）」とする。）の試料を均等に採取の上、当該試料を、混合したものを1試料として行うことができる。

（土砂等管理台帳の作成）

第9条 認可事業者等は、埋立て等に使用された土砂等について、次に掲げる事項を記載した土砂等管理台帳（様式第7号）を作成するものとする。

- （1）採取場に搬入される土砂等の総量
- （2）採取場に搬入される土砂等の採取場所
- （3）採取場に搬入された土砂等の1日当たりの量
- （4）前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 認可事業者等は、前項の規定により作成した土砂等管理台帳を記載の日から2年間保存するものとする。

（土砂等の搬入車両への表示）

第10条 認可事業者等は、車両を使用し、埋立て等のために採取場へ土砂等を搬入しようとするときは、次に掲げる事項を記載したものを当該車両の見やすい箇所に表示するものとする。

- （1）埋立て等に係る土砂等の搬入の用に供する車両である旨
- （2）採取場の所在地
- （3）認可を受けた事業者にあつては当該事業者名及び認可の番号

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日前に、改正前の那須塩原市土砂等による採取場の埋立て等に関する要綱の規定によりなされた手続きその他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。